

見附市告示第 1 2 2 号

見附市重度心身障害者医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 0 日

見附市長 稲 田 亮

見附市重度心身障害者医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱

見附市重度心身障害者医療費助成に関する要綱（昭和 6 2 年見附市告示第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「規定基づき」を「規定に基づき」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

入院医療の必要性の高い者以外の者		入院医療の必要性の高い者	
減額認定証の区分	助成額／食	減額認定証の区分	助成額／食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	2 0 0	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期非該当）	2 7 0
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	1 2 0	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期該当）	2 2 0
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ（老福）の者	1 3 0	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	1 3 0
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	1 3 0	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で境界層該当者	1 3 0

備考 「入院医療の必要性の高い者」とは健康保険法施行規則第 6 2 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 1 8 年 9 月 8 日厚生

労働省告示第488号) 及び難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市重度心身障害者医療費助成に関する要綱の規定は、令和8年6月1日から適用する。